第十七条　協議

両競争当局は、いずれかの競争当局の要請があった場合には、この章の規定に関連して生ずることのあるいかなる事項についても、相互に協議する。

第十八条　情報の秘密性

1　この章の他の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国政府も、自国の法令によって禁止されている場合又は自国の重要な利益と両立しないと認める場合には、他方の締約国政府に情報を提供することを要しない。特に、

(a)　日本国政府は、独占禁止法第三十九条の規定の適用を受ける「事業者の秘密」（第十三条1(b)の規定に従って行われる照会の結果として、関係事業者の同意を得て提供されるものを除く。）をスイス政府に提供することを要しない。

(b)　スイス政府は、カルテル法第二十五条の規定の適用を受ける「営業秘密」（第十三条1(b)の規定に従って行われる照会の結果として、関係事業者の同意を得て提供されるものを除く。）を日本国政府に提供することを要しない。

2　この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、当該他方の締約国政府は、競争法の効果的な執行のためにのみ使用するものとし、かつ、当該一方の締約国政府が別段の承認を与えた場合を除くほか、第三者に伝達してはならない。

(a)　この章の規定に従って一方の締約国政府の競争当局から他方の締約国政府の競争当局に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、当該他方の締約国政府の競争当局は、競争法の効果的な執行のためにのみ使用するものとし、かつ、当該一方の締約国政府の競争当局が別段の承認を与えた場合を除くほか、他の当局又は第三者に伝達してはならない。

(b)　2(b)の規定にかかわらず、この章の規定に従って情報（公に利用可能な情報を除く。）を受領する一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局が別段の通報を行う場合を除くほか、当該情報を競争法の執行のために当該一方の締約国政府の関連する法執行当局に伝達することができる。当該法執行当局は、次条に規定する条件に従って当該情報を使用することができる。

4　一方の締約国政府は、自国の法令に従い、他方の締約国政府がこの章の規定に従って秘密のものとして提供するあらゆる情報の秘密性を保持する。

5　一方の締約国政府は、この章の規定に従って提供する情報について、自己の定める条件に従ってこれを使用するよう要求することができる。当該情報を受領する締約国政府は、当該情報を提供する締約国政府の事前の同意なしに、当該条件に適合しない方法で当該情報を使用してはならない。

6　一方の締約国政府は、秘密性又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

第十九条　刑事手続のための情報の使用

1　この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、当該他方の締約国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。

2　1の規定にかかわらず、この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）を当該他方の締約国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続において提示することが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、外交上の経路又は当該一方の締約国の法令に従って定められたその他の経路を通じて、当該情報を要請する。当該一方の締約国政府は、当該要請に基づき、自国の法令に従い、当該経路を通じて当該情報を提供することができる。

第二十条　両競争当局間の連絡

この章に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定に基づく連絡については、両競争当局間で直接行うことができる。ただし、第十条の規定に基づく通報及び第十四条1の規定に基づく要請については、外交上の経路を通じ、書面により確認する。その確認については、関係する連絡が両競争当局間において行われた後、実行可能な限り速やかに行う。

第二十一条　雑則

1　この章の規定を実施するために必要な詳細な取決めについては、両競争当局間で行うことができる。

2　この章のいかなる規定も、他の二国間又は多数国間の協定又は取決めに従って両締約国政府が相互に支援を求め、又は提供することを妨げるものではない。

3　この章のいかなる規定も、管轄権に関連するあらゆる問題に関するいずれの締約国政府の政策又は法的立場を害するものと解してはならない。

4　この章のいかなる規定も、他の国際的な協定若しくは取決め又は自国の法律に基づくいずれの締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第四章　経済関係の緊密化

第二十二条　連絡部局

1　基本協定第十三章の規定の適用上、基本協定第百四十九条の規定に基づいて指定される一方の締約国の連絡部局は、次の事項を任務とする。

(a)　一方の締約国における他方の締約国の企業の事業活動に関し、当該他方の締約国の企業が表明する懸念を受理すること。

(b)　適当な場合には、自国の関係当局と協力して、(a)に規定する懸念に回答すること。

(c)　基本協定第百三十四条の規定に従って設置される経済関係の緊密化に関する小委員会に対し、(a)及び(b)に規定する任務の遂行についての所見を報告すること。

2　一方の締約国政府は、適当な場合にはいずれかの締約国政府の関係機関の協力を得て自国の産業界と他方の連絡部局との間の1の規定に基づく連絡を円滑にする当局を指定することができる。

3　1及び2の規定は、一方の締約国の産業界が他方の締約国の関係当局に直接接触することを妨げ、又は制限するものと解してはならない。

第五章　最終規定

第二十三条　実施

この取極は、両締約国政府により、基本協定及び両締約国それぞれにおいて効力を有する法令に従い、かつ、各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第二十四条　改正

国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続を害することなく、この取極は、両締約国政府の合意により改正することができる。

第二十五条　効力発生

この取極は、基本協定の効力発生の日に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二千九年二月十九日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　中曽根弘文
スイス連邦政府のために
　ドリス・ロイタード

○財務省告示第二百七十九号

アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受について、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第六条第一項の規定により報復関税を課することが決定されたので、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月十四日

財務大臣　与謝野　馨

一　報復関税に係る措置の対象となる国　アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。以下同じ。）

二　報復関税に係る措置の対象となる貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

品名	銘柄、型式及び特徴
玉軸受	輸入統計品目表八四八二・一〇―〇〇〇に分類されるもの
円すいころ軸受	輸入統計品目表八四八二・二〇―〇〇〇に分類されるもの